

公の施設に係る令和6年度からの指定管理者制度導入、更新施設の一覧

＜指定管理者制度を導入する施設の選定基準＞

【指定管理者制度を導入する施設】

- ① 管理者に一定の裁量(ソフト面の自主企画、利用料金制等)を委ねることで、「サービスの向上」「行政経費の節減」等の効果が期待できる施設
- ② 類似する複数の施設を一体的に管理することで、効率性等の効果が期待できる施設

【直営(業務委託を含む)により管理運営する施設】

- ① 施設の維持補修など定型的な維持管理業務を中心に運営する施設で、管理者の裁量余地が見込めない施設
- ② 法律等により、民間事業者等が行うことに明確に制約がある施設
- ③ 施設の性格等、行政で行わなければならない明確な理由がある施設
- ④ 施設や事業の規模が小さいなど、指定管理者制度を導入するメリットがない施設
- ⑤ その他、指定管理者として適切な民間事業者が存在しないことが明らかな場合など、市の直接的関与が必要であると判断される施設

＜指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)の選定基準＞

◆公の施設の管理を民間事業者等(指定管理者)に委ねる場合は、「公募が原則」です。  
※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」第2条(指定管理者の公募)

【公募によらず非公募で選定を行うことができる場合】

- ※「宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則」第2条(公募の例外)
- ① 施設の管理上「当該地域の団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
- ② 「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合
- ③ 「施設に活動拠点を置く団体」を指定して、一体的に管理させることが合理的な場合
- ④ 「専門的で高度な技術を有する団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合
- ⑤ 施設の管理上緊急に指定管理者の指定を必要とし、「公募する暇がない」場合

■地域コミュニティ施設、市民文化系施設、スポーツ施設

施設名	現在の状況				令和6年度以降の管理方針等			
	管理方針	指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)	指定期間	現在の指定管理者	管理方針	指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)	指定期間	特記事項等
1 重要文化財旧三上家住宅	4.指定管理(公募)	【公募】	3年間(R03~R05)	(特非)天橋作事組	指定管理者制度の導入を継続する	【公募】	3年間(R06~R08)	引き続き公募による指定管理者選定としたい。ただし、町屋建築を観覧施設として公開・管理している関係から、地域住民や団体又は類似施設の管理・運営の経験を有する団体等による管理・運営が施設管理上望ましい。  【指定管理者選定委員会における主な意見】 本施設は文化財であるため、ソフト面で付加価値を設けることが大事となるが、そのためには施設利用者の属性を分析し、詳細なニーズ把握することが肝要である。
2 みやづ歴史の館	5.指定管理(非公募)	【非公募】 ②「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合	1年間(R05)	(公財)宮津市実践活動センター	指定管理者制度の導入を継続する	【非公募】 ②「市が関与又は育成することが必要と認める団体」で、その活動目的に係る施設の管理を行わせることが適当と認められる場合	1年間(R06)	現指定管理者は、昭和61年に市が出損出資し設立に至った法人であり、「市民の実践活動を援助、促進するための事業」を一手に引受けて行うことで公益性の高いサービスが提供できるため、引き続き非公募により選定することとしたい。 ただし、「島崎・浜町ウォーターフロントエリア民間資金等活用事業可能性調査業務」の結果、例えば宮津会館を解体し跡地利用として事業者が入る場合に、併せて施設の管理を委ねるといった選択も可能としたいので、柔軟に対応が出来るよう指定期間を1年間としたい。 ※ R02委員会で、サウンディング調査の結果に柔軟に対応するため指定期間を1年間とする方針は合理的と、単年度更新に御了解いただき、R03委員会で、次回以後も指定管理を単年度更新する可能性があることを御了解いただいている。  【指定管理者選定委員会における主な意見】 特になし。
3 宮津市中央公民館	( 同 上 )							
4 宮津市民体育館								
5 宮津運動公園								

■観光関連施設、産業系施設

施設名	現在の状況				令和6年度以降の管理方針等			
	管理方針	指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)	指定期間	現在の指定管理者	管理方針	指定管理者制度の導入方法(公募/非公募)	指定期間	特記事項等
6 宮津市海洋釣り場	5.指定管理(非公募)	【非公募】 ① 施設の管理上「当該地域の団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合	3年間(R03~R05)	小田宿野自治会	指定管理者制度の導入を継続する	【非公募】 ① 施設の管理上「当該地域の団体」に管理を行わせることが適当と認められる場合	3年間(R06~R08)	施設整備に至る経過が地域振興対策の一環であり、引き続き地元の施設として、非公募により現指定管理者に管理を委ねることを想定している。  【指定管理者選定委員会における主な意見】 コロナ禍でアウトドア体験の需要が高まっている。釣りがしたい方、釣りが好きな方に対して、地域の回遊を企図した面的な広がりや仕掛け、地域にお金を落としてもらおう仕組みづくりを期待したい。